

## 北海道告示第10542号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、別冊のとおり北海道医療計画（令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度））を定め、令和6年（2024年）3月29日から施行する。

「別冊」は省略し、その別冊は、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課、各（総合）振興局保健環境部保健行政室及び地域保健室に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月29日

北海道知事 鈴木 直道